

個人の人柄や能力・適性などではなく、排除や差別を目的として「被差別部落出身者・外国籍者かどうか」など、本人の責任外のことを調べ、悪用するために行われている「身元調査」は、人権を侵害する「犯罪行為」です。

身元調査

就職や結婚に関しては、今でも「身元調査」が行われているのが現実であり、その多くは部落差別に関わる調査であるとの証言があります。

事実、2005（平成17）年、行政書士3人が興信所の身元調査に絡んで他人の戸籍謄本・住民票を不正に取得し、報酬を受け取っていた事件では、「調査のほとんどが、被差別部落出身かどうかだった」と証言しています。

また、市町村役場での戸籍簿や除籍簿・住民票の閲覧が制限されている現在、調査会社の中では調査対象の1つとして寺院がリストアップされています。

曹洞宗では「身元調査お断り運動」を展開しております。

これは「身元調査」によって引き起こされる差別を防ぐため、知らないうちに協力することがないように、日ごろから問題意識を持つこと、面識もない人からの問い合わせに簡単に応じないという取り組みです。

ポスターも作成し、全国の曹洞宗寺院に協力をお願いしております。



解消されない身元調査

1975年「部落地名総鑑」差別事件

「部落地名総鑑」とは、種類によって多少内容は違いますが、全国の被差別部落の名前、所在地、戸数などが都道府県別に記載されているもので、1975（昭和50）年からの約3年間で8種類が回収されました。当時、200社以上の企業が購入しており、人事採用時の身元調査に使用されていることが判明しました。

1998年 人事採用時の差別身元調査事件

大阪市内の（株）日本アイビー社とその子会社であるリック（株）が企業からの依頼を受け、就職希望者が被差別部落出身かどうかなどの身元調査を行っていた差別身元調査事件。

履歴書に「※」印を付けて被差別部落出身であることを明確に示していました。当時、日本アイビー社と取引のあった企業は約1,400社にもものぼり、調査の結果、1社を除いてすべてが採用時に身元調査をしていることが判明しました。

2005年 行政書士による戸籍謄本等の不正取得事件

兵庫県と大阪府の行政書士3人が「職務上請求書」を悪用し、興信所の身元調査などに絡んで、第三者の戸籍謄本や住民票を取得、報酬を受け取っていたことが明らかになりました。2001（平成13）年からの3年余りで取得した戸籍謄本や住民票は4,000枚にのぼると見られ、これらの情報を被差別部落出身者であるかの照合のために「部落地名総鑑」が使用された可能性が指摘されました。なお、同様の不正取得事件は各地で発覚しています。

2005年 新たな「部落地名総鑑」回収

2005（平成17）年12月から2006（平成18）年9月にかけて、新たな「部落地名総鑑」が回収されました。きっかけは、上記不正取得事件の取り組みからで、特に、容易に複製ができるフロッピーディスク化された「電子版」が回収されました。新たな「部落地名総鑑」の回収は、身元調査が現在でも解消されていないことを示しています。